

中国地方知事会 緊急アピール

「高速道路ネットワークの整備推進と道路財源の確保について」

本格的な地方分権時代を迎えるにあたり、地方が自立的に発展するためには、県境を越えた広域経済圏の形成や都市間交流の促進が重要であり、広域的な交通・物流の基盤となる高速道路ネットワークの早期整備は喫緊の課題である。

加えて、安全で安心な暮らしの確保や道路交通の円滑化を図り、地方の活性化や経済活動の発展を支えるためには、「真に必要な道路」の整備を強力に推進していくことが必要である。

しかしながら、中国地方においては、山陰自動車道や中国横断自動車道などの高速道路や地域間を連絡する幹線道路ネットワークの整備をはじめ、通勤・通学、医療などのための生活道路の充実、市街地における渋滞対策、災害時の緊急輸送道路の確保、さらには橋梁等既存ストックの適切な維持管理など、多くの課題が残っており、地方分権を推進する上からも、そのための道路整備財源は確実に確保されなければならない。

こうした中、昨年12月、「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定され、真に必要な道路整備を計画的に進めるにあたり、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画を平成19年中に策定することとなった。一方で、平成20年度以降も現行の税率水準を維持し、納税者の理解を得ることを前提に、道路歳出を上回る税収を一般財源とすることが併せて明記された。

今後、国においては、国土形成計画に高速道路網の整備を明確に位置づけ、計画的な整備を推進すべきである。さらに、今年作成される道路整備の中期計画において、中国地方の「真に必要な道路」を明確に位置づけるとともに、これらの道路整備を着実に進めるための十分な道路整備財源を確保することが必要である。

ついては、中国地方知事会として、次の事項について政府が取り組まれるよう強く要望する。

- 1 山陰自動車道について，未事業化区間を早期に事業化すること
- 2 中国横断自動車道など事業中の高速道路についても，一層の事業促進と供用開始時期の前倒しを図り，早期の事業効果発現に努めること
- 3 道路整備の中期計画において，中国地方が「真に必要とする道路」を確実に盛り込むとともに，高速道路については事業箇所や完成目標を明示すること
- 4 道路特定財源に係る法改正において，必要な道路整備費が確保されるものとする。

平成19年5月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	石井	正弘
広島県知事	藤田	雄山
山口県知事	二井	関成